

企画趣旨

谷口太規

1 生殖（リプロダクション）の権利性

国家は、人間を「資源」あるいは「負担」とみなし、その「量」や「質」をコントロールするための手段としての生殖に強い関心と介入の欲望を持ってきた。しかし、人権思想の深化と拡大によりこうした人に対する集団的コントロールを、人権の享有主体である個に優先させることは基本的に許されなくなった。日本においても、個人の尊厳の尊重を掲げる日本国憲法を最高法規としている以上、これは同様であるはずである。

ところが、日本において生殖を規律する母体保護法の規定は、人工妊娠中絶についても、不妊手術についても、未だに家父長制や富国強兵等の戦前の発想を色濃く残しているかに見える条項が存在している。母体保護法は、国民優生法、優生保護法を経て制定されているが、妊娠中絶の際に一律で配偶者同意を求めるることは国民優生法から一貫している。国民優生法は父母同意要件さえ求めている。後にこれは削除されたが、現在では配偶者同意要件は残存している。この沿革からも、規定そのものからも、生殖を担う女性の身体を、「家」や男性が、所有し支配する発想が反映されている¹⁾。

また、不妊手術について、母体保護法は28条で原則禁止を定めるとともに、3条において①妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのある場合と、②現に数人の子を有し、かつ、分娩

ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるものに限り、許容するものとしている。しかし、胎児の生命のような反対利益の考えにくい不妊手術を、国家がこのような極めて限定的な場合にしか認めないことに合理性はないと思われる。さらに、②の既に数人の子がいる場合には著しい健康低下で手術が認められるのに対して、数人の子がいない場合には①生命危険を要すると健康要件を加重しており、そこには女性は子を産むべきという殖民的な発想が強くうかがわれる。なお、不妊手術についても、人工妊娠中絶と同様に配偶者同意が求められている。

また、同法は、名は母体保護法であるものの、その第1条の法目的には、「母性の生命健康を保護」という意味も異なる言葉が用いられていることからもこの法のちぐはぐさが見て取れる。そもそも「母体」「保護」という名称からして権利主体としての女性の人格的尊重を見ることは難しい。

日本では、刑法212条自己墮胎罪によって、人工妊娠中絶が原則的に禁止され、母体保護法の要件を満たす場合にのみ許容される（違法性が阻却される）。しかし、実際には多数の中絶が母体保護法の「経済的」要件を緩やかに解釈することで実施され、また自己墮胎罪による摘発が行われることは極めて稀である。つまり、妊娠中絶は、実態として「何となく」認められている状況にある。諸外国においては、妊娠中絶は長らく社会的な注目と関心を集めトピックであり続け²⁾、ゆ

1) 本特集稻葉論文でも、配偶者同意について「女性の生命や健康について配偶者に生殺与奪の権を握られていることを意味する」と指摘している。

2) 妊娠中絶について、アメリカとドイツの状況は小山論文や嶋崎論文において、フランスの状況については稻葉論文で触れられている。2022年にアメリカの連邦最高裁判所が、中絶は憲法で認められた権利であるとの判例を覆し、中絶規制を各州に委ねる判決を出す一方で、2024年3月にはフランス議会が中絶の権利を憲法に書き込む改正を決議する等、世界的な動きが続いている。